

報告第1号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月24日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第1号	平成29年3月15日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 平成29年1月24日、養父市小城地内で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 71,955円 (過失割合) 市 50% 相手方 50% (相手方) [Redacted] [Redacted]